

議事日程第4号

平成26年9月11日(水)

第1 議案上程(議案第55号から第65号まで及び報告第13号)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

第3 決算特別委員会設置、付託

第4 請願上程(請願第1号及び第2号)、常任委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	木元 義博
主席主査	湊 智志
主席主査	杉本 一也
主席主査	夏井 大助

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部 幸男
教育長 杉本 俊比古
総務企画部長 山本 春司
産業建設部長 原田 良作
企業局長 安藤 恒昭
総務課長 藤原 誠
税務課長 鈴木 金誠
健康子育て課長 伊藤 文興
福祉事務所長 夏井 正士
観光商工課長 飯澤 主貴
病院事務局長 杉山 武
学校教育課長 鈴木 雅彦
監査事務局長 畠山 喜代和
選管事務局長 (総務課長兼任)

副市長 伊藤 正孝
監査委員 湊 忠雄
市民福祉部長 船木 道晴
教育次長 目黒 重光
企画政策課長 菅原 信一
財政課長 佐藤 盛己
生活環境課長 渡部 源夫
介護サービス課長 水戸瀬 重孝
農林水産課長 中田 和彦
建設課長 三浦 秋広
会計管理者 天野 綾子
生涯学習課長 加藤 秋男
企業局管理課長 松橋 光成
農委事務局長 (農林水産課長兼任)

午前10時00分 開 議

○議長（三浦利通君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第55号から第65号まで及び報告第13号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第55号から第65号まで及び報告第13号を一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

16番小松穂積君の発言を許します。16番小松議員

○16番（小松穂積君） 私から、議案第55号につきまして、2点ほどお伺いしたいと存じます。

まずはじめに、歳入確保の件でございます。決算書が出ておりますので、一般会計、特別会計の滞納繰越の件であります。それから、二つ目は、住宅問題についての取り組みと今後のあり方についてお尋ねしたいと思っております。

まず、歳入確保のことで、市としては自主財源の最たるものが市民税であり、保険におきましては保険税でございますので、その点を中心にお聞きしたいと思っております。

平成24年度の決算では、3億5千500万円ほど歳入が増となっております。それから、ことし25年度の決算を見ますと、予算執行の実績報告書にもあらわされておりますように、11億6千500万円ほど、これは逆に減となっております。そんなことで、事業をやるにしても何をやるにしても補助金、あるいは起債、そしてまた税の対象ということで、その歳入確保をなされているということだと思っておりますが、特に滞納繰越金について着目してみました。

予算を立てる時点では、当然に早い時期に予算編成をされるわけでありますから、私の推察でありますけれども、前年度実績の収入済み額を参考にして予算現額を出しているのかなというふうに思います。でありますけれども、それはどうなのかわかりません。それから、実際に決算が終わって、その後に滞納繰越であれ、他の税金もそ

うでありますけれども、調定をするわけであります。その調定は、いつごろなされているのかなと。これは市民税であれ、市民税と多分固定資産税は同じ時期に調定をされているかと思っておりますけれども、もう一つは特別会計の国保税、あるいは介護保険税、これらもどういう時期にその調定をされているのかということです。

調定されますと、それは歳入見込みというのが普通でありますけれども、それを実際には滞納した方がありますので、全額というのはなかなか難しいということは承知しておりますけれども、その収納率というのが昨年も、私、数年前までは見ておりませんけれども、昨年とことし、動向的には同じような9パーセントから十二、三パーセントの収納率というふうなことであります。したがって、自主財源乏しいと言いながら、それらをやっぱり収入確保をすることによって、財源が幾らかでも出てくるのではないかと。また、よく言われます税金の公平性と言いましょか、そういう観点からも、この滞納繰越、あるいは調定に対する不足額、そういう形を、どのような形で、まずは25年度の決算でありますので、昨年はどういうふうにしてその点を重点的に、あるいはどういう取り組みをなされたのかをお聞きしたいと思います。

それから、二つ目はですね住宅問題についてであります。定住人口増というふうなことで住宅も建設されているということも事実でありますし、今、世間でと言いましょか、秋田県では一番人口減というふうなことで、これから大々課題となっていこうかと思っておりますけれども、その以前に男鹿市としては、人口減が見えてきていたわけでありまして、何ら対策を打たなかったということは私は申し上げます。子育ての支援であり、教育現場の環境整備であり、住宅の建設であり、リフォーム事業であり、そんなことでまず男鹿市民の皆さんの定住のための施策を講じてきたことは重々理解しておるところであります。

この後ですね、やっぱりリフォーム事業については、ことしの決算でも7千500万円ほど、昨年も7千五、六百万円ほど投じておりまして、それを利用された市民の方はありがたく思っていることであろうし、それに工事が附帯するわけでありまして、そこで建設業者なり設備業者、こういう方々への産業の振興がなされたというふうなことであります。

25年度、あるいはそれ以前を含めてでも結構でございますけれども、まずはそれをどう総括して、この後、住宅問題についてはどういうふうなお考えを持っているの

かですね、その辺をお話願えればというふうに思うところであります。

たまたま昨日のニュースを見ていたんでありますけれども、東日本大震災において罹災された方々の住宅確保のために、政府は今、一生懸命取り組んでいるところであります。たまたま昨日のニュースを見ていましたら、新しく13戸だけ建てたけれども入る人が9戸しかいなかったというふうな話が、昨日話題にされておりました。私も男鹿市としても今お話申し上げましたように、定住等そういうことで住宅政策を打ち出しているわけでありまして、せっかく新しく建てても、そこに入る人がいないというふうな現象などが起きていないのかどうかですね、その辺、トータル的に結構でございますので、細かくあそこどこというふうな話はしませんけれども、やったものがどう成果が上がったかという視点でございますので、よろしく願います。

○議長（三浦利通君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

私からは、市税等についてでございます。

まず、滞納繰越分の予算の編成の時期等でございますけれども、これは例年10月末に当該年度の実績等を参考にしながら、繰越額に8パーセントから10パーセント程度乗じて算出いたしております。

また、調定のことでございますけれども、現年度分につきましては、出納閉鎖5月末に行っております。それから過年度分につきましては、年度末3月末でございます。出納閉鎖のときに現年度分と過年度分を合わせて繰越分として調定を行っております。

それから、滞納繰越分の徴収率が低いというご指摘ございました。これは新たな滞納者をふやさないということで考えておまして、現年度分の完納を優先にしておりますので、どうしてもその滞納分に回らないというのが現状でございます。収納率が低い状況になっております。

現在その滞納繰越額、減少対策ということでございますけれども、今現在、電話とか文書等による催告の強化、あるいは休日・夜間の臨戸徴収、あるいは納税相談による分納等の指導等も強化しております。そのほか差し押さえ、それか

ら不納欠損処理、こういった滞納処分について適時適正な執行を行っているということで対策を講じているところでございます。

参考までに、25年度の繰越額につきましては、前年度と比較して、市民税、固定資産税、国保税、介護保険料、ともに減額になっている状況でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（三浦利通君） 原田産業建設部長

【産業建設部長 原田良作君 登壇】

○産業建設部長（原田良作君） 私からは、住宅に関するご質問に対しましてお答えいたします。

まず、住宅リフォームの実績についてお答えいたしたいと思えます。

住宅リフォーム、25年まで4年間実施しております。この間の延べ利用件数ですが1千642件となっております。また、この間の補助金の合計ですが、3億1千700万円余りとなっております。工事費総額としましては、25億9千800万円というふうな対象工事額でございました。

件数に関しましては、24年・25年の比較を申しますと、24年度が437件、25年度が382件となっております。やはり若干延びが鈍っているというふうな印象を受けます。これは、やはり限度額一杯使えるわけですが、それを使ってしまうと、もう御本人に権利がないというふうな制度でございます。かなりの方にご利用いただいておりますので、今後、比較的この利用者の方というのは減ってくるのかなという感じがしております。

これから、今、一般住宅と、あるいは環境、福祉、子育て、こういったものに区分けをしていますけど、設計しておりますけれども、今後、そのどうするかといったことは、来年以降検討させていただければと考えております。

また、住宅についてでございますが、今、男鹿市の方では公営住宅、特公賃、単独住宅、すべて合わせますと428戸ございます。これは昨年度25年度までの実績ということでございます。ことし、姫ヶ沢団地の方に新たに2戸、戸建てを予定しております。こちらは27年・28年も今のところは2戸ずつ戸建てを建設する予定にしております。

これまで単独住宅ということで市外の方を転入いただくために8戸、これを独自で

つくるというふうなことで人口増、幾らかでも足しになればということで施策を展開してきたところでございます。入居に関しましては、今428戸と申しましたが、実際入居されている戸数は388戸でございます。約9割程度の入居となっております。この中には、政策空き家と申しまして、かなり古いものもでございます。昭和43年・44年、こういったものに関しましては、中を見ながら、一応危険であるということもございますので、今後、建てかえ、あるいは修理、そういったことも考えて入っていないところもあるわけですが、そういったものを除きますと388戸、今、入居いただいております。この辺も、先ほどことし2戸、来年以降2戸ずつということをお願いしました。需要を見ながら整備を進めていきたいと考えております。今回25年度の入居に関しましては、申し込み10戸に対しまして46ということで、かなりの倍率であったということで、新しい住宅に関してはそれだけ人気があるということで把握しております。

以上でございます。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。小松議員

○16番（小松穂積君） 今、歳入の取り組み、あるいは滞納の取り扱いについて、それぞれ対策を打って進めているというふうなことであります。

これ以上踏み込むことはできないんですけれども、とはいえ、ぜひですねその対策が実を結ぶようなことで収納率の向上を目指すべきというふうに思うところでありますので、その辺について新たなものがもしあるとすればご紹介したいというふうに思います。

それから、2点目の住宅問題についてでありますけれども、成果は見られているというふうな感じを受けます。たまたま今、部長からお話されました古い住宅をどうしていくかというの、またこの後、問題になろうかと思えます。お話を伺いますと、新しい住宅は非常に倍率が高いというふうなことで、ニーズはあるのかなというふうなことは伺い知ることができます。これはお金はかかることではありますけれども、市の将来、あるいは人口というふうなことを考えますと、必要な施策を、財源は求めながらでありますけれども、進めるべきものなのかなというふうな感じを受けます。やれとは言いませんけれども、どうしてもやっぱりそういう居住環境の整備というのは、男鹿市にとっても新しい住宅ばかりじゃなく古いもの、それから、これから問題

となってくるであろう空き家対策の問題、それらを総合しながらこの住宅問題、あるいは環境問題を整備する必要があるというふうに思うところであります。その辺について、市長、副市長でも結構ですけれども、その辺の考え方をちょっとお示し願えればありがたいと思います。

○議長（三浦利通君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

収納率の向上のための新たな対策というご質問でございましたけれども、現在のところ先ほど申し上げたように電話、文書等による催告等の強化、あるいは納税相談といったことをやっているわけですけれども、これ以外の新たな対策というのは現在のところございませんが、さまざまな対策を講じながら収納率向上に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通君） 伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） お答え申し上げます。

それこそ今後の公営住宅のあり方というご質問のようでございますけれども、先ほど原田部長からもお話ありましたように、それこそ大分古い住宅があるわけで、ただ、これを移転させながら新たにというのも非常に無理があるような状況であります。ということは、これが土地があって、それこそ、土地は購入すればあるということになるわけですけれども、その同じ場所にやるとしても、その方々を一回どっかへ住居を移さなければならないというようなことで非常に苦慮しているところもあるわけですけれども、やはりその困窮者の方々がそういうところにも入っておるし、やはりこの公営住宅は、それこそ取り壊しということにはならないと思いますけれども、やはりそれなりの安定して入れるような形のものが、これからも進めていかなければならないということを基本的に考えておりますけれども、年次計画を立てながら、やはりそれらの改修等も考えていかなければならないものと考えておりますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

○議長（三浦利通君） さらに質疑ありませんか。

○16番（小松穂積君） ありません。

○議長（三浦利通君） 16番小松穂積君の質疑を終結いたします。

次に、4番木元利明君の発言を許します。4番木元利明君。

○4番（木元利明君） 皆さん、おはようございます。

私からは、議案第58号男鹿市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてお尋ねしたいと思います。

その中でも特に家庭的保育事業についてであります。

この資料を見ますと、非常に聞き慣れない、目に見ることのできないような、初めて目にするような、例えば家庭的事業をはじめ小規模保育事業、その中には小規模保育事業ABC型とあります。さらには居宅訪問型保育事業、また、事業所内の保育事業とあります。これら私どもは知識としては、旧市町村以来ですね、幼稚園事業、保育園事業等がすべてなのかなと思ってきたところでありまして、現在、男鹿市内で民間を含めた幼稚園及び、平成25年の4月1日に事業実施されております社会福祉法人男鹿保育会等で事業運営がされているのが実態と伺っております。その運営状態は、既に乳幼児保育を行っておるようでありまして、また、人口減に伴いですね、当男鹿市は待機児童もおらないというような事情を認識しております。

そこで、このように例えば25年4月1日に男鹿保育会へ委託したという一元的に事業を付されておりました、今ここにきて、この条例制定なのかという観点もございましてお尋ねするところでございます。

私ども聞き慣れないと言いましたが、この家庭的保育の歴史は非常に古く、2000年に国庫補助事業により家庭的保育事業が創設されたというようになってございまして、これは保育所待機児童の対策の一つとして行われたというような資料もございまして、特にこの男鹿市の場合は、都市圏と違いまして、保育園・幼稚園も十分完備されておると。また、待機児童もおらないようだということで、そういう意味もありまして、家庭的保育の今後の可能性とですね、家庭保育の今についてお尋ねいたします。

当然25年4月1日に男鹿保育会が事業受託して行っておる際に、既にこのような条例制定のもとにおいて事業運営なされたというふうに私この資料を見て感じたんですが、そこら辺の関連性ですね、ひとつ。

それから、例えば今後の可能性と申しましたが、この資料を見ますと、私どもの認

識にある幼稚園保育、保育園保育との違いがあるようにも感じますけれども、そこら辺をもっと詳しくご説明願いたいと思います。

○議長（三浦利通君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

まず、この家庭的保育事業等でございますが、この条例でございますように、家庭的保育事業のほか、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備と運営に関する基準を定める条例でございます。子ども・子育て支援の新制度におきましては、従前の保育園・幼稚園等に加えまして新たに今申しました四つの事業について、市町村による認可事業としまして児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象として多様な施設や事業の中から、利用者が選択できる仕組みということとしております。

この家庭的保育事業につきましては、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象としまして、利用定員が5人以下で家庭的保育者の居宅、またはその他の場所で家庭的保育者による保育を行う事業であります。

それから、小規模保育でございますが、こちらも主に満3歳未満の乳児・幼児を対象としまして、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業であります。

この小規模保育事業におきましては、主にABCの三つの型がございますが、A型と申しますのは保育所の分園、ミニ保育所に近い類型のものであります。このC型と申しますのが家庭的保育に近い類型、B型はその中間型の類型となっております。

それから、居宅訪問型保育事業でございますけれども、こちらも主に満3歳未満の乳児・幼児を対象としまして、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業であります。

それから、事業所内保育につきましては、主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業であります。

現状では、市内にこれらを行っている事業者はおりませんけれども、今後、そういう事業者が出てきた場合に、この基準を定めておかなければ認可ができませんので、この度条例を制定するというものであります。

今後、これらの事業に参入する方がいるかどうかということについては、私どもの市では先ほどの質問にもありましたように、待機児童というのは現におりませんので、その辺ちょっと私どももこの先の、ちょっと見通せない部分がございますけれども、いずれにしても、これらの事業を定めることによりまして、利用者の方々が選択できるような形が出てくれば望ましいのかなというふうに思っております。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。4番木元議員

○4番（木元利明君） ご丁寧な説明ありがとうございます。議長、当局の方からは私の質問にのっとった説明だけあれば結構ですので、私冒頭にですね、家庭的保育事業、特にと言いましたので、それ以下のことには聞いておりませんので、ひとつ。

今、説明いただきましたけれども、部長のおっしゃるとおり、今後、利用者の選択肢の幅がふえるんだというお話でありましたが、そのようないいものであったらですね、2000年にこの制度が始まっているという内容になっておりますので、なぜ今なのかという話も冒頭したところでございますが、そんなにいいものであれば、もっともっと早くに条例制定をしておいた方が、市民にとってはやさしい市政でないのかなと、そのように思っておりますが、今、これらの事業を選択した場合、利用者のメリットと伺いましたが、もっともっとほかによさがあると思っておりますけれども、その点について、もっと詳しくお話をいただきたいと思っております。

○議長（三浦利通君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

この度の条例の制定につきましては、一応来年の4月を予定してございます子ども・子育て支援の新制度によりまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、従前の幼稚園・保育園等に加えまして、これらの四つの事業を市町村の認可事業として児童福祉法に位置づけた上で給付の対象として、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとするものであります。従前は、いわゆる無認可ということでございまして、この度、新制度におきましては新たに位置づけまして、これを市町村の認可にかからしめるというものであります。

メリットでございますけれども、基本的には3歳未満の乳児・幼児を対象としておりますけれども、私どもの場合、保育園で未満児も預かっておりますので、男鹿市に

としてはそれほど、待機児童もおりませんので、それほどの効果が期待できるかという部分もあるんですが、これは主に都市部では、やはり待機児童がいるということで、この待機児童の解消を図るといようなことが第一義的になってございまして、それらの目的のために今回このように認可事業に組み入れているというものでございまして、よろしく申し上げます。

○議長（三浦利通君） さらに質疑ありませんか。木元議員

○4番（木元利明君） ありがとうございます。

部長の説明ですと、今、男鹿市では幼稚園や保育園、十分完備なされておるし、待機者もおらないということで、今後の可能性としては、そんなに広がることはないんじゃないかという話なんです、2000年の発足当時、見方としては、人口減少地域での活用が期待されるということもありますので、ぜひそこら辺、可能性ないあるにかかわらず、ぜひ必要な方々にはPRしてほしいと。特にですね、昨今、マスコミ等で低年齢化によるいろいろな事案が起こっておりますので、やはり三つ子の魂百までと申されるとおりですね、やはり大事な時期の子育てであります。特に家庭内事情が大きなウェイトを占めると思いますが、ぜひ、よりよい保育を準備しながら、ぜひせっかくの条例制定でありますので、フル活用できるような方策を練ってほしいなと思って質問を終わります。

○議長（三浦利通君） 答弁よろしいですね。

○4番（木元利明君） よろしいですね。

○議長（三浦利通君） 4番木元利明君の質疑を終結いたします。

次に、5番佐藤誠君の発言を許します。5番佐藤誠君

○5番（佐藤誠君） おはようございます。

私からは1点だけですけれども、議案第56号男鹿市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例についてお伺いします。

この条例の説明を見ますと、新たに旅館業を加えるということがうたわれております。今この男鹿半島において、こういう条例改正をしなければならなかったその理由といたしますか、それをお聞かせください。

○議長（三浦利通君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

今回のこの条例の改正の理由でございますけれども、これは法律の山村振興法の省令の一部が改正されておりました、これに伴って半島地域における半島振興法の省令についても改正されております。この改正は、現在の製造業に加えて旅館業も対象とするという特例措置を受けられる事業所の拡大ということで改正されておりました、これに基づいて今回条例を改正させていただくというものでございます。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。佐藤議員

○5番（佐藤誠君） そうすれば、今の説明によりますと、半島振興法が変わったということに基づいて、男鹿市も変えるということだと思っておりますけれども、その半島振興法に旅館業とかというのもあったのかという点が一点、男鹿市独自でこの旅館業を加えたのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

それからもう一点、例えばこの、もう少し詳しくあれなんです、固定資産税ですから、例えば市内の業者さんとか市外から例えば男鹿市で例えばこのいろんな業者さんが市外からも資本投入してやってらっしゃる方がいらっしゃると思っております、そういう方々にももちろん適応されるんですよという二つの確認をお願いします。

○議長（三浦利通君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

本条例につきましては、半島振興法に基づいて条例を制定しております、これには製造業、本市内において製造の事業に用に供する設備を新設、または増設した場合に固定資産税を不均一課税できるというふうな内容となっております。その法律の中で、これまで製造業ということでしたので、条例においても法律に基づいて製造業が対象になるという条例を制定したということで、今回その半島振興法の省令の一部が改正されまして、旅館業が加わったということで条例も改正するというものでございますので、法律に従った改正でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（三浦利通君） さらに質疑ありませんか。

○5番（佐藤誠君） 終わります。ありがとうございます。

○議長（三浦利通君） 5番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

次に、議案第56号から第61号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長(三浦利通君) 日程第2、予算特別委員会の付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第62号から第65号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号から第65号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第3 決算特別委員会の設置、付託

○議長(三浦利通君) 日程第3、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第55号については、委員会条例第6条の規定に基づき、委員9人をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件は、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、お諮りいたします。決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、当席より指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、委員を指名いたします。佐藤巳次郎君、木元利明君、佐藤誠君、笹川圭光君、進藤優子さん、吉田清孝君、船木金光君、畠山富勝君、中田謙三君、以上9人の諸君を決算特別委員会委員に選任するこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名の諸君は、決算特別委員会の委員に選任されました。

なお、決算特別委員会は、9月16日午前10時より議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

日程第4 請願第1号及び第2号の上程、委員会付託

○議長(三浦利通君) 日程第4、請願第1号農業委員会、企業の農地所有、農協改革など農業改革に関する請願及び請願第2号政府による緊急の過剰米処理を求める請願を一括して議題といたします。

本2件は、会議規則第133条第1項の規定により、産業建設委員会に付託いたします。

○議長(三浦利通君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長(三浦利通君) お諮りいたします。明日12日から24日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、明日12日から24日までは議事の都合により休会とし、9月25日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

大変どうも御苦労さんでした。

午前10時41分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 56 号 男鹿市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について

教育厚生委員会

- 議案第 57 号 男鹿市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 58 号 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 59 号 男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 60 号 男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 61 号 男鹿市保育園条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

- 請願第 1 号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願
- 請願第 2 号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願

予算特別委員会

- 議案第 62 号 平成 26 年度男鹿市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 63 号 平成 26 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 64 号 平成 26 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 65 号 平成 26 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

決算特別委員会

議案第 55 号 平成 25 年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について

